

浜田市地域包括支援センター運営方針

1 趣旨

この運営方針は、浜田市地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）が地域包括ケアの推進に向けて取り組むべき事業の実施方針及び業務推進の指針について必要な事項を定めるものとする。

2 支援センターで行う事業の実施方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

支援センターは、地域の特性や実情を踏まえ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう地域の社会資源と連携を図り、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域や自宅での生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムの推進に努める。

(2) 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

支援センターは、地域住民や関係団体等の意見を日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な支援センターの運営を行う。

(3) 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

高齢者が介護サービスや保健・医療・福祉サービス等を適切に利用できるよう、介護保険事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関や地域のさまざまな取組と連携し、高齢者支援のためのネットワークの構築を推進する。

(4) 介護予防に係るケアマネジメントの実施方針

高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かし、自分らしい生活を営めるよう、自立支援を目標とするケアマネジメントを行い、高齢者の状態に応じ健康づくりや介護予防の取組の支援を行う。

(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

地域の主任介護支援専門員と連携し、介護支援専門員の日常的業務の相談や支援困難な事例に対して助言・指導を行う。また、介護支援専門員が、適切なケアマネジメントによる利用者支援ができるようスキルアップを図る。

(6) 地域ケア会議に関する方針

個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり、社会資源の開発、政策形成等を推進することを目的に市が実施する地域ケア会議に積極的に参加し、支援センターと市が緊密に連携しながら取組を推進する。

(7) 市との連携方針

支援センターは市の介護保険担当課と密接に連携し、高齢者支援等に関する情報の共有や意見交換を行うとともに、高齢者の生活に係る市の関係各課と連絡調整を行い、業務を実施する。

(8) 公正・中立性確保のための方針

支援センターは、「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(9) 事業評価についての方針

本運営方針を踏まえた効果的かつ効率的な運営がなされているかについて、自らその質を評価するとともに、市及び浜田市地域包括支援センター運営協議会の定期的な点検・評価を受け、事業運営の見直しを行う。

3 業務推進の指針

(1) 共通事項

ア 事業の実施計画の策定

支援センターは地域の特性や実情に応じて、運営方針及び業務推進の指針を具体的に実現するため、事業の実施計画を策定し、計画に沿った事業運営に努める。

イ 設置場所等

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者との連携が行える場所に事務所を設置する。

また、金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域にそれぞれサブセンターを設置し、支援センター及びサブセンター間で連携することにより事業を実施する。

ウ 職員の配置

支援センターは浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例に規定する人員基準を遵守する。また、支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が、相互に情報共有し、専門性を活かして業務全体を「チーム」として連携・協働する体制を構築する。

エ 地域との連携

担当区域全体に支援センターの役割を周知するとともに、地域の会合の場等を活用することにより、地域住民、関係団体や事業者等との連携体制を構築する。

オ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、情報の漏えいの防止、第三者への情報提供及び目的外使用の禁止等、情報管理を徹底する。

カ 苦情対応

支援センターに対する苦情を受けた場合、速やかにその内容及び対応等を記録し、必要に応じて市に報告する。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

要介護状態となることを予防し、自立した生活ができるよう適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。また、利用者本人及びその家族が、ケアマネジメントにより明らかとなった課題と目標を共有できるよう支援する。

(3) 総合相談支援業務

支援センターが、高齢者とその家族及び地域住民にとって身近な相談拠点として高齢者に関する相談に適切に対応するとともに、社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。

ア 総合相談業務

地域住民が気軽に相談できるよう窓口の設置場所や案内・標示を工夫し、保健・医療・福祉に限らず、高齢者の生活にかかる様々な相談に対応を行い、適切な支援や制度の利用につなぐ。

また、高齢者を適切な支援につなぐため、地域、関係機関等とのネットワークを構築する。

イ 地域の高齢者の実態把握業務

ネットワークにより把握された支援を必要とする高齢者の実態を確認し、支援に必要な情報を収集する。

(4) 権利擁護業務

高齢者の権利侵害の防止及び早期対応に努め、高齢者が地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、権利擁護に係る体制整備に向けた取組を行う。

ア 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の疑いがある者にかかる通報窓口・初期対応機関として市と連携し、適切な対応を行う。

イ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用

認知機能の低下した高齢者が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度等の利用を支援する。

ウ 消費者被害の防止

消費生活センターからの情報提供等を活用し、地域の見守りに関する関係者と連携し、消費者被害を未然に防止する。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員が行うケアマネジメントに対し個別指導、相談への対応を行うこと等を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が営めるよう、包括的・継続的な支援を行う。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント支援

関係機関等と連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

イ 介護支援専門員に対する支援

地域の主任介護支援専門員による介護支援専門員の援助体制の構築と、介護支援専門員の経験等に応じたスキルアップに取り組む。